

川南町地域墓地環境整備事業補助金 Q&A

Q1 どんな墓地が補助の対象になりますか？

A

町内にあり、地域住民や縁故者が共同で管理している墓地で、墓碑が5基以上あるものが対象です。特定の個人や一族のみが使用する墓地は対象になりません。

Q2 一族墓や個人墓地でも、墓碑が5基以上あれば対象になりますか？

A

いいえ、対象になりません。

墓碑の数ではなく、地域で共同管理されている実態があるかを重視します。

Q3 誰が申請できますか？

A

当該地域墓地を使用又は管理している方です。

個人名での申請は可能ですが、別表の1項、2項及び5項の事業(フェンスの設置等)を行う際は、墓地全体の管理責任を担っている方が対象となります。

Q4 毎年、管理する人(代表者)が変わるのですが問題ありませんか？

A

問題ありません。

Q5 同じ年度に、複数の工事を申請できますか？

A

補助対象区分ごとに、同一年度内で1回まで申請できます。

例えば、同じ年度に「フェンス設置」と「通路補修」をそれぞれ1回ずつ申請することは可能です。

Q6 一度補助を受けた場所は、何年も申請できませんか？

A

別表の1項、2項及び5項の事業(フェンスの設置等)は、同じ場所については5年間、同じ区分での申請はできません。

Q7 墓地全体を数年かけて整備したい場合はどうなりますか？

A

墓地全体の安全性や利便性向上を目的とした一体的な整備計画がある場合は、計画内容(整備箇所、内容、実施年度)が確認できれば、年度を分けて申請することができます。

Q8 草刈りや樹木伐採は毎年申請できますか？

A

草刈りや樹木伐採については、申請回数制限はありません。

ただし、同一の補助対象者に対する補助金の合計は50万円が上限です。

Q9 土地所有者の同意は必要ですか？

A

原則として必要です。

ただし、別表の4の項(草刈り)について同意書は不要です。

Q10 補助を受けた後の管理義務はありますか？

A

フェンス設置、通路補修など一部の事業については、5年間の維持管理義務があります。草刈りや樹木伐採には維持管理義務はありません。